

令和7年 交通事故防止のポイント

交通安全講習



埼玉県警察本部交通部交通総務課

車両を運転する皆さん

交通事故を起こさないために
普段から気を付けていること
は何ですか？



皆さんが車両を運転する際
安全確認にかける時間はどの
くらいの時間ですか？



「瞬間視」をご存じでしょうか？

運転には、安全確認が必要です。

交差点を右左折する際、安全確認する時間は**せいぜい1秒程度**。

その1秒程度の**「瞬間視」**で何を見ていますか・・・？

瞬間視には、限界があり

なんとなくの確認では、危険を見落としてしまいます。

肝心な危険を見逃さないためには・・・

漠然と「見る」のではなく「事故に直結するような危険を探し出す」という目的意識をもって見ることの励行

ポイント



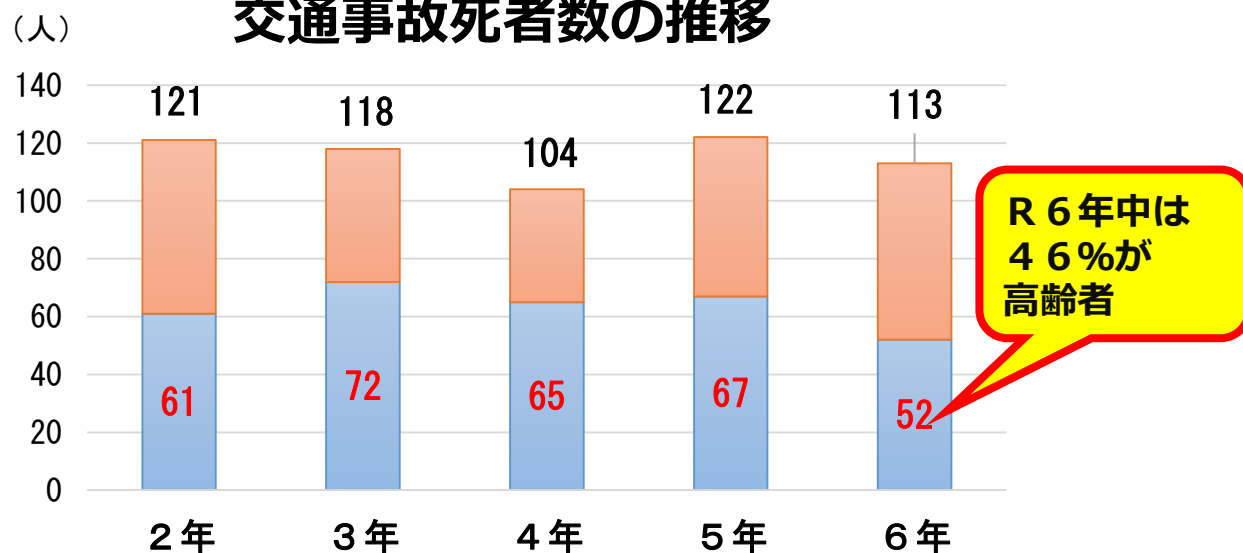
それでは、どのような危険があるか見ていきましょう。

交通事故発生状況

埼玉県内では、令和6年中に **113人** が交通事故で亡くなりました。

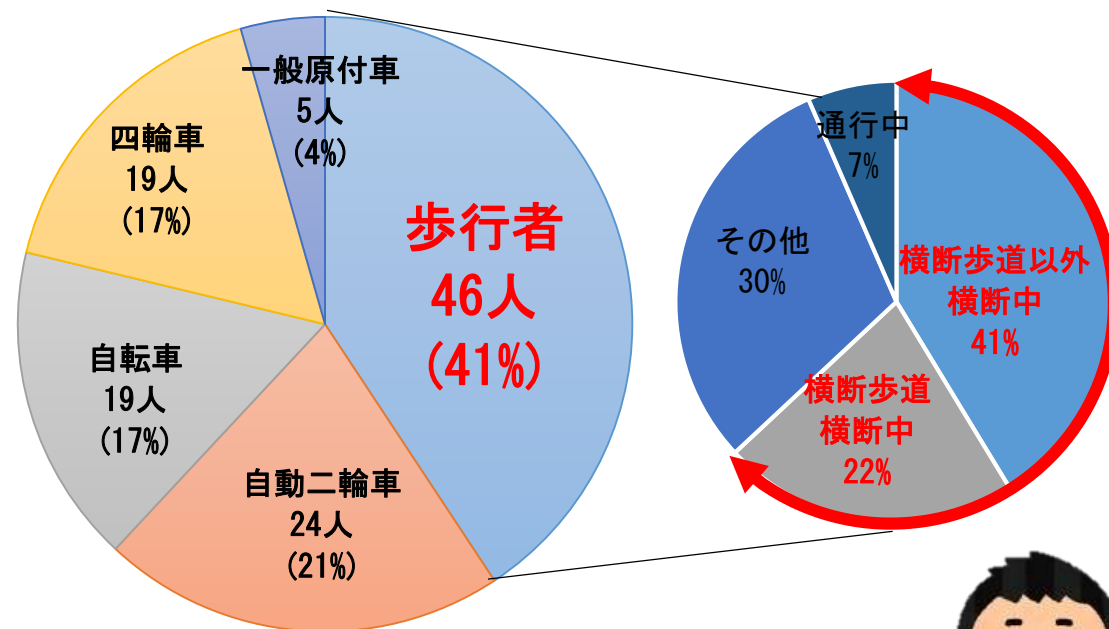
そのうち **46人**（41%）は、**歩行中に事故**に遭い亡くなりました。

交通事故死者数の推移



※ 赤色数字は、65歳以上の高齢者死者の人数

状態別死者数・構成率（R 6）



歩行中さらには、道路横断中の事故が多い



道路横断中の事故を防ぐために

車両を運転する皆さん！

横断歩道における

歩行者優先のルールをご存じでしょうか？

道路交通法第38条

(横断歩道等における歩行者等の優先)

横断歩道は歩行者優先です

横断歩行者等がいる場合は、一時停止してください



「KEEP38プロジェクト」
シンボルマーク
詳しくは、県警ホームページを
ご確認ください。

車両を運転中・・・
信号機のない横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいたら
皆さんは一時停止していますか？

以下は、埼玉県内で調査されたものです。

「信号機のない横断歩道」の車の一時停止率



「信号機のない横断歩道」の 車の一時停止率

(2024年 J A F 調べ)

全国平均 **53.0%**

埼玉県 **50.8%**

埼玉の停止率は、
全国平均以下 ↓



では、歩行者優先のルールを
詳しく見ていきましょう

※横断歩道の手前にマークが必ずあるわけではありません。

歩行者優先の 4つのルール

道路交通法第38条
(横断歩道等における
歩行者等の優先)

車も歩行者も
みんなでルールを守りましょう。



ルール
1

横断歩道に近づいたときは
停止できる速度に減速



横断歩道付近は、歩行者の飛び出し等に備える
必要があります。

ルール
2

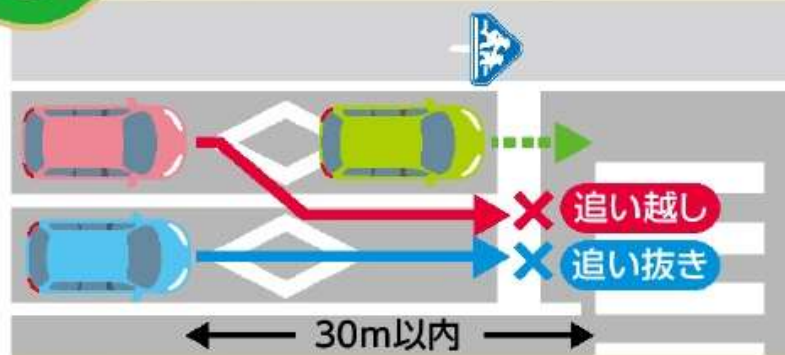
横断歩行者等がいるときは
必ず一時停止



横断している歩行者や横断しようとしている
歩行者がいる場合は、必ず一時停止してください。

ルール
3

横断歩道手前の
追い抜き・追い越し禁止



横断歩道手前30m以内は、追い越しも追い抜きも
してはいけません。

ルール
4

停止車両がいるときは
必ず一時停止

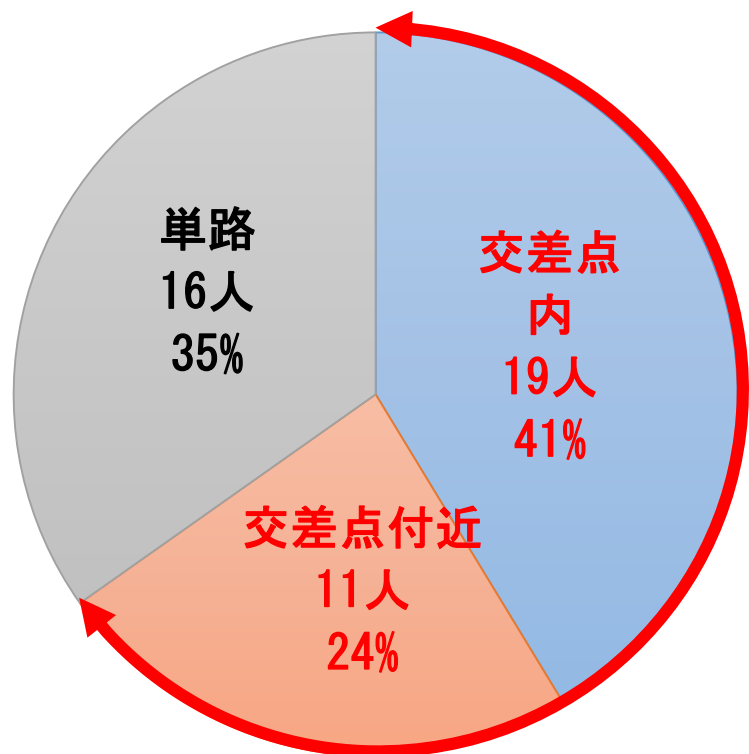


停止車両の手前の前方に出るときは、必ず
一時停止をしてください。

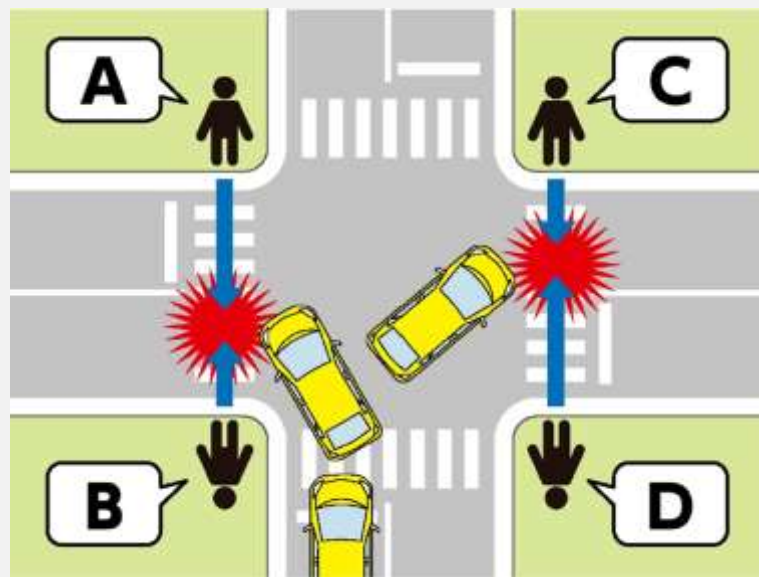
交差点内での事故を防ぐために

歩行者の死亡事故の 65% は、交差点や交差点周辺で発生しています。

道路形状別（R6年歩行中死者数）



一概に交差点での事故といっても
様々な事故のパターンがあります（A～D）



A～D
どの地点での事故が
多いと思いますか？



答えは次のページ

交差点における車両と横断歩行者の人身事故

(原付以上)

交差点右左折

(埼玉県内 令和6年中)

607件

31件
(5.1%)

A



319件
(52.6%)

C



53件
(8.7%)

B



204件
(33.6%)

D



ポイント

右折時のほうが左折時の約6倍多い

交通事故を防ぐためには、どのような事故が多く発生しているかを知ることが大切です。



埼玉県警シンボルマスコット
「ポツポくん」

妨害（あおり）運転について

令和2年の道路交通法改正で、妨害（あおり）運転に対する処罰規定が整備されました。

○車間距離不保持

○急ブレーキ

○割込み

等

は絶対にダメ  です。

同時期の「自動車運転死傷行為処罰法（危険運転致死傷罪）」の改正では、走行中の車両の前方で停止するなどの悪質な通行妨害による人身事故に対しても危険運転致死傷罪が適用されるようになりました。

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

あおり運転をした場合



1 妨害運転（交通の危険のおそれ）

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**（※10類型の違反。下図参照）行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金

違反点数 25 点 | **免許取消し**（欠格期間 2 年）

※前歴や累積点数がある場合には最大 5 年

あおり運転のせいで危険が生じた場合



2 妨害運転（^{いちじる}著しい交通の危険）

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金

違反点数 35 点 | **免許取消し**（欠格期間 3 年）

※前歴や累積点数がある場合には最大 10 年

妨害（あおり）運転について

一定の違反

妨害（あおり）運転の対象となる 10 類型の違反



「妨害運転」の罰則は、自動車等の運転者に限らず、**自転車など軽車両の運転者にも適用されます。**

(ただし減光等義務違反、最低速度違反、高速自動車国道当駐停車違反は除く)

妨害（あおり）運転について

妨害（あおり）運転等の被害に遭われたら

- 1 交通事故に遭わない安全な場所
（駐車場、サービスエリア等）に避難
- 2 車外に出ない
- 3 ためらわずに110番通報

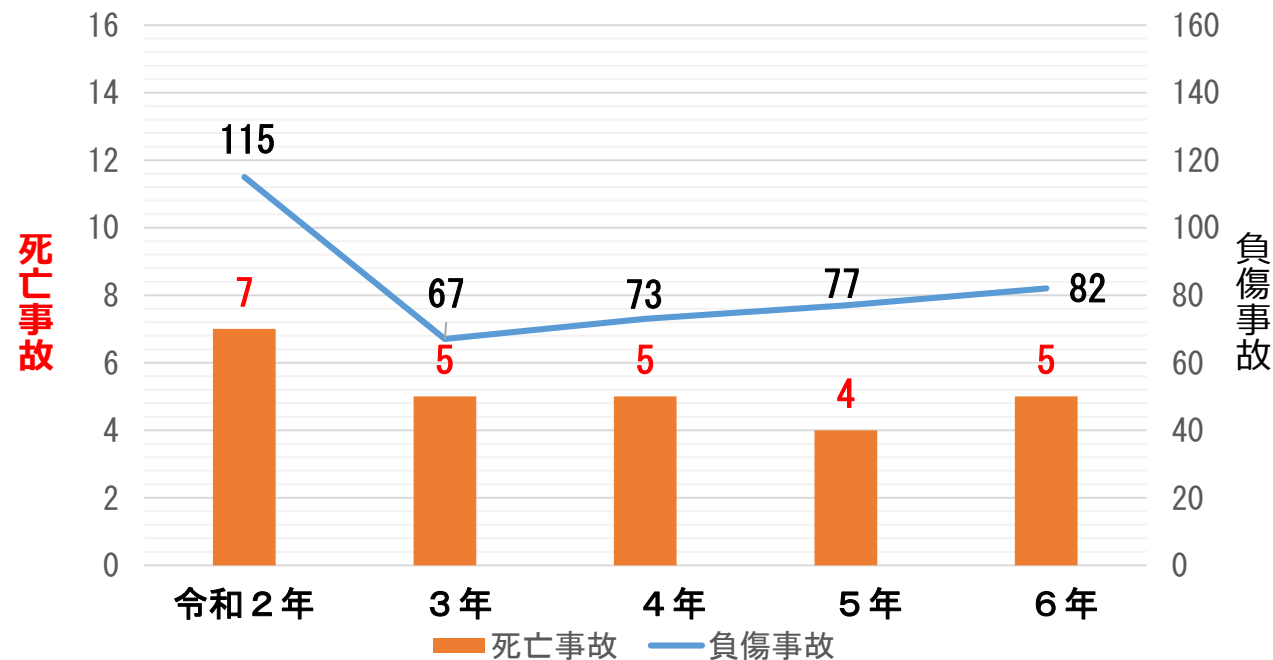


※ドライブレコーダー等の映像は有力な資料となり得るので、加工・消去せずに保管し、情報提供のご協力をお願いします。

飲酒運転の根絶について

- 令和6年中、埼玉県で飲酒事故は87件で、このうち死亡事故は5件でした。
- 飲酒運転の厳罰化に伴い、飲酒運転による交通事故件数は減少してきましたが、近年死亡事故件数とともに、下げ止まり傾向が見られます。

飲酒運転事故件数の推移



※1 「第一当事者」とは、最初に交通事故に関与した車両等の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいう。

※ 第一当事者※1（自転車乗用中を除く）が飲酒していた件数

飲酒運転根絶に向けた近年の主な法整備

H13 改正刑法施行

危険運転致死傷罪の新設

東名高速道路飲酒運転事故 (H11)

※ 飲酒運転のトラックが乗用車に追突し、乗用車が炎上。
乗用車に乗車していた1歳と3歳のこどもが死亡しました。

H14 改正道交法施行

**酒気帯び運転の基準引き下げ
飲酒運転等に係る違反点数の引き上げ**

H16 改正道交法施行

飲酒検知拒否に対する罰則の強化

H19 改正道交法施行

**飲酒運転者に対する罰則強化
飲酒運転周辺者に対する罰則の強化と新設**

福岡海の中道大橋飲酒事故 (H18)

※ 飲酒運転の乗用車が前車の乗用車に追突し、追突された乗用車が
橋から海へ転落。
乗用車に乗車していた1歳と3歳、4歳のこどもが死亡しました。

H21 改正道交法施行

飲酒運転等に係る違反点数の引き上げ

H26 自動車運転死傷行為処罰法施行

R 4 改正道交法施行

事業者に対する飲酒検知義務の対象拡大

八街市児童死傷事故 (R3)

※ 飲酒運転の大型貨物車が下校中の小学生に衝突し、巻き込まれた
小学生2人が死亡、3人が重傷を負いました。

飲酒運転に関する法律（道路交通法）

酒気帯び運転の禁止（65条1項）

何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはいけません。

【酒酔い運転】

酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態）で車両等を運転したものをいいます。

飲酒量に関わらず、酩酊状態が認められるものをいいます。

【酒気帯び運転】

酩酊状態が認められないものの、検査の結果、体内に一定基準以上（呼気1ℓにつき0.15mg以上、血液1mlにつき0.3mg）のアルコールを保有した状態で車両等を運転したものをいいます。

車両等提供の禁止（65条2項）

何人も、酒気を帯びている者で、酒気を帯びて車両等を運転することとなるおそれのある者に、車両等を提供してはいけません。

酒類提供の禁止（65条3項）

何人も、酒気を帯びて車両等を運転することとなるおそれのある者に、酒類を提供し、または飲酒をすすめてはいけません。

車両同乗の禁止（65条4項）

何人も、車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、その車両に乗せてくれるよう、運転者に要求または依頼をして、車両に同乗してはいけません。

飲酒運転に対する罰則と行政処分

飲酒運転の罰則

※ 1 前歴及びその他の累積点数が無い場合

※ 2 「欠格期間」とは運転免許の取消処分を受けた者が運転免許を再取得することができない期間

○ 酒酔い運転

罰則 **5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金**

違反点 **35点（免許取消し 欠格期間3年）※ 1、2**

- ・ 車両の提供者 5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
- ・ 酒類の提供者 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- ・ 同乗者 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

○ 酒気帯び運転

罰則 **3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**

違反点 呼気1ℓ中のアルコール濃度が0.25mg以上の場合

25点（免許取消し 欠格期間2年）※ 1、2

呼気1ℓ中のアルコール濃度が0.15mg以上0.25mg未満の場合

13点（免許停止90日）※ 1

- ・ 車両の提供者 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- ・ 酒類の提供者 2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
- ・ 同乗者 2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

○ 呼気検査を拒否・妨害した場合

罰則 **3月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**

飲酒運転に関する法律（自動車運転死傷行為処罰法）

自動車の運転による人身交通事故は、かつては刑法により裁かれていましたが、平成26年5月20日に施行された「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（自動車運転死傷行為処罰法）」により、**悪質・無謀な飲酒運転による人身交通事故に対する罰則等が強化されました。**

危険運転致死傷罪（第2条）

アルコール・薬物の影響の下、正常な運転が困難な状態で走行し、人を死傷させる行為です。

危険運転致死傷罪（第3条）

アルコール・薬物または一定の病気の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で運転、よってそのアルコール等の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させる行為です。

過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪（第4条）

アルコール・薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で運転し、運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させ、その運転のときのアルコール・薬物の影響の有無または程度が発覚することを免れる目的で、追い飲み等をする行為です。

飲酒運転に対する罰則と行政処分

危険運転致死傷罪等の罰則

○ 危険運転致死傷罪

※ 1 前歴及びその他の累積点数が無い場合

※ 2 「欠格期間」とは運転免許の取消処分を受けた者が運転免許を再取得することができない期間

2 条 （アルコール等の影響により、正常な運転が困難な状態で走行し、人を死傷させた場合）

罰則 死亡事故： **1年以上の有期拘禁刑（上限 拘禁刑20年）**

負傷事故： **15年以下の拘禁刑**

違反点 **45～62点（免許取消し 欠格期間 5～8 年）※ 1、2**

3 条 （アルコール等の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で運転し、人を死傷させた場合）

罰則 死亡事故： **15年以下の拘禁刑**

負傷事故： **12年以下の拘禁刑**

違反点 **45～62点（免許取消し 欠格期間 5～8 年）※ 1、2**

○ 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪

罰則 **12年以下の拘禁刑**

免許取消

危険な運転をした結果
相手を死傷させた場合
に適用されます。



飲酒の危険性

令和6年中の交通事故では、飲酒運転による事故が

飲酒なしの事故の **7.4倍** も死亡事故になりやすい

という特徴がみられました。

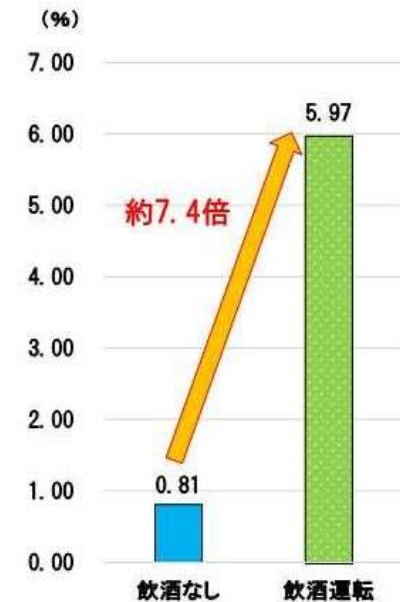
飲酒するとアルコールが全身にまわって脳の働きが麻痺し、安全運転に必要な情報処理能力や注意力、判断力等が低下します。この結果、次のような行動がみられ、交通事故に結びついています。

- **反応が遅れる**
運動神経が麻痺するため、ハンドル操作やブレーキ操作が遅れがちになります。
- **視力が落ちる**
動体視力が落ち、視野が狭くなるため、信号機の変化や歩行者の発見が遅れます。
- **居眠り運転**
眠気が生じることで、平衡感覚が乱れて、蛇行運転をしたり、前車に気づかずに追突したりします。
- **ルールを無視する**
理性が失われ、運転に必要な判断力が低下し、スピードを出し過ぎたり、乱暴な運転をするようになります。

飲酒運転は絶対に
しない！
させない！



死亡事故率比較（令和6年）



※死亡事故率＝死亡事故件数÷交通事故件数×100％

飲酒の基礎知識

アルコール1単位（純アルコール20gを含む酒量）の分解には、個人差はありますが、**男性で約4時間、女性で約5時間**かかるといわれています。

○ 1単位のアルコールに相当する飲酒量

お酒の種類	ビール (ロング缶)	日本酒 (1合)	ウイスキー (ダブル60ml)	焼酎 (1合180ml)	ワイン (グラス2杯)	チューハイ (ショート缶)
アルコール度数	5%	15%	43%	25%	12%	7%
内容量	500ml	180ml	200ml	100ml	200ml	350ml

【参考】 純アルコール量の計算式

酒の量(mg)×[アルコール度数(%)÷100]×0.8（アルコールの比重）＝純アルコール量（g）

例) ビール（5%）のロング缶（500ml）1本 $500 \times [5 \div 100] \times 0.8 = 20$ （g）

仮に、午後10時にビール中ビン2本と日本酒2合を飲み終えた場合、合計4単位となり、アルコールの分解に約16～20時間かかります。

そのため、翌日の午前に車の運転を行うと、飲酒運転となる可能性があります。

飲酒運転による法的・社会的制裁

① 刑事・行政処分

罰金又は拘禁刑等を科され、免許停止や取消しの処分を受けます。

② 損害賠償

事故を起こした場合には、相手に多額の損害賠償金を支払うことになります。

③ 信頼の喪失

会社から解雇されるなど、社会的地位を失うこともあります。

④ 家庭崩壊

多額の賠償金や失業のため、生活が困難となり、本人だけでなく家族までも非難されるなど、家族関係が悪化して、家庭が崩壊することもあります。

刑事裁判の判決例

【銭函飲酒ひき逃げ事件（北海道）】

飲酒後にスマートフォンを操作しながら乗用車を運転し、海水浴帰りの女性4人をはねて、3人を死亡させ、1人に重傷を負わせ、その後運転者は逃走しました。

→ **危険運転致死傷罪・道交法違反 懲役22年**

（平成29年最高裁判決・確定）

飲酒運転による法的・社会的制裁

損害賠償の判決例

【飲酒運転で人をはねて重傷を負わせた事例】

酒気を帯びて乗用車を運転中に対向車線にはみ出し、知人の車を誘導していた30代男性をはねて意識不明の重体（植物状態）に陥らせました。

→ 前方注視を怠り、ノーブレーキで衝突した運転者に著しい過失があったとして、将来の**介護費用等約3億円**の賠償を命じる判決が下されました。
（平成18年千葉地裁佐倉支部判決）

※ 控訴後、遅延損害金を含めて**約3億6千万円を支払うことで和解**が成立

【飲酒運転でひき逃げ死亡事故を起こした事例】

運転者は、友人2人と飲酒した後、乗用車を運転して3人で飲食店に向かう途中、赤信号を無視して交差点に入し、横断歩道を通行中の20歳女子大生をはねて死亡させたうえ、現場から逃走しました。

同乗の2人は、運転者が相当量の酒を飲んでいることを認識できたにも関わらず、飲酒運転を制止しませんでした。

→ 飲酒運転や危険運転をほう助したとして、同乗者の賠償責任も認め、運転者と同乗者2人に**総額約6,200万円の賠償**を命じる判決が下されました。
（平成18年山形地裁米沢支部判決・確定）

飲酒運転をしないために

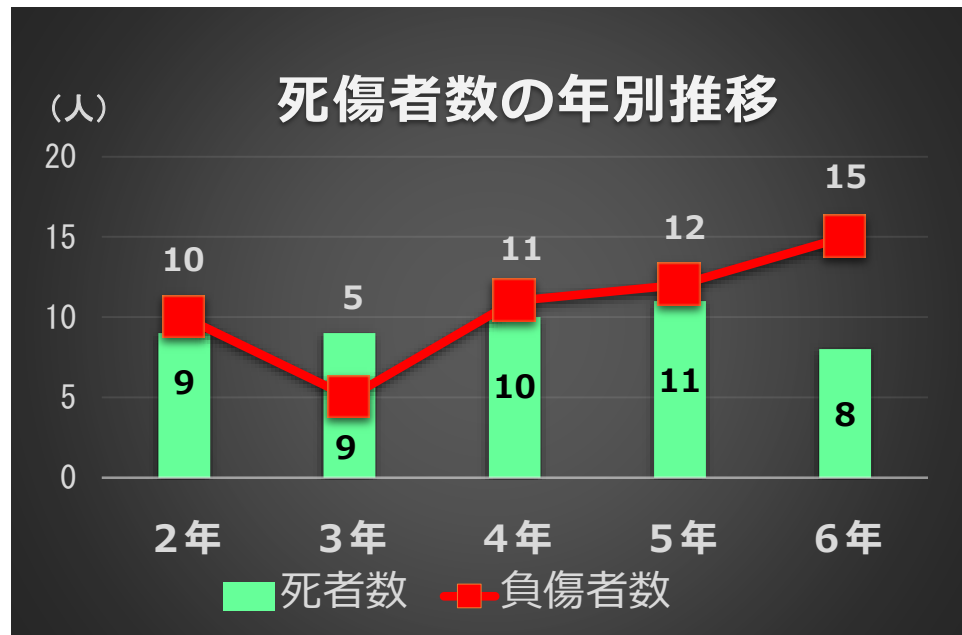
運転者が注意すること

- **車で酒席に行かないようにしましょう**
お酒を飲む可能性のある日は、自宅や職場などに車を置いていき、電車やタクシーなどの公共交通機関を利用しましょう。
- **ハンドルキーパーを決めましょう**
車を運転し複数人で飲食店を訪れる際は、あらかじめ酒を飲まない運転役「ハンドルキーパー」を決め、ハンドルキーパーになった者は絶対に飲酒せず（周りの人も絶対にお酒を勧めない）、飲酒後は同席者を自宅等へ送り届けましょう。
- **運転代行を利用しましょう**
自宅近くに公共交通機関がなく、車で酒席に行かざるを得ない場合は、事前に運転代行を予約しておき、必ず自分の車の駐車場まで送り届けてもらいましょう。
- **飲酒運転を制止しましょう**
車で来た者が酒を注文したときや飲酒運転しようとしたときは、見て見ぬふりをするのではなく制止しましょう。
- **アルコールチェックをしましょう**
翌日運転する予定がある場合は、飲酒量を控える等の調整をし、翌日は運転前に必ずアルコールチェッカー等で身体にアルコールが残っていないか確認しましょう。

酩酊・徘徊・寝そべり等の歩行者に注意

※1

- 令和6年中、埼玉県内では、酩酊・徘徊・寝そべり等の歩行者と衝突した死亡事故が**8**件発生しました。
- 特に、寝そべり等の場合、車両側の発見が遅れたり、見落として交通事故になる可能性があります。
- 夜間は速度の出し過ぎに注意し、慎重な運転を心がけましょう。



酩酊・徘徊・寝そべり等を発見した場合は

- ① **ハザードランプを点灯させて、手前で停止**
- ② **速やかに「110番通報」**
- ③ **警察官が到着するまで、その場所で待機**

をお願いします。

※1 酩酊・徘徊・寝そべりの他、すわり、しゃがみ、立ち止まりなどを含む

ながら運転の禁止

携帯電話使用等の対策、処罰の厳罰化

スマートフォンや携帯電話使用中（ながらスマホ）の交通事故が多発したことから、令和元年12月に罰則を強化するとともに、同違反に係る基礎点数及び反則金が引き上げられました。

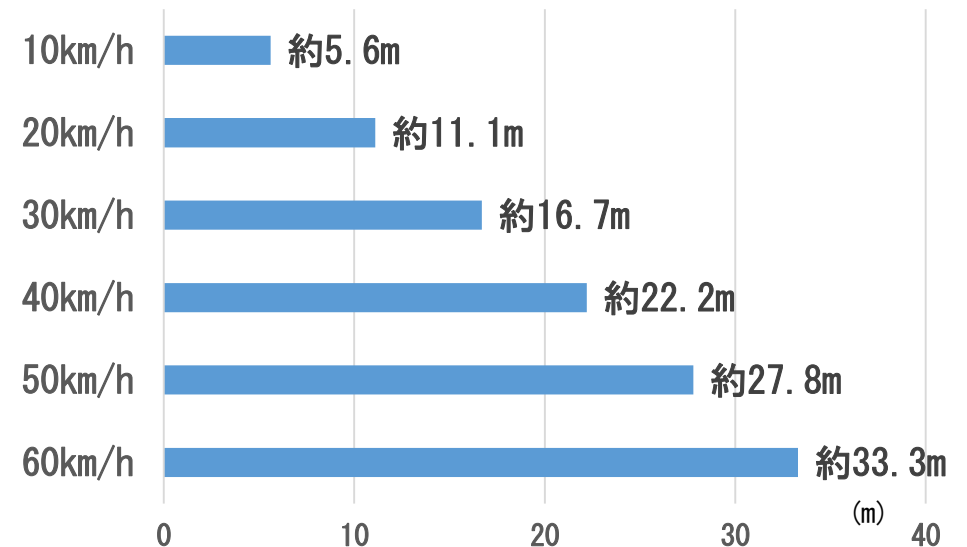
携帯電話使用の危険性

運転中に通話をしたり、携帯電話の画面を注視すると片手でのハンドル操作になったり、運転以外のところに意識が集中してしまいます。

その結果、危険に対する反応が遅れたり、周囲の危険を発見することができない可能性があります。

運転中の携帯電話の使用は危険ですので、絶対にやめましょう。

自動車が2秒間に進む距離



携帯電話使用等の点数、反則金

携帯電話使用等（交通の危険）違反

携帯電話等の使用が交通事故の原因になったり、事故引き起こす可能性があった場合

【旧】	罰則	3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金			
	違反点	2点			
	反則金	大型 1万2千円	普通 9千円	二輪 7千円	原付 6千円
		↓			
【新】	罰則	1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金			
	違反点	6点（免許停止）			
	反則金	なし（即、罰則適用）			

携帯電話使用等（保持）違反

運転中に携帯電話等を単に使用していた場合

【旧】	罰則	5万円以下の罰金			
	違反点	1点			
	反則金	大型 7千円	普通 6千円	二輪 6千円	原付 5千円
		↓			
【新】	罰則	6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金			
	違反点	3点			
	反則金	大型 2万5千円	普通 1万8千円	二輪 1万5千円	原付 1万2千円



スマホ事故による法的制裁

刑事裁判の判決例

【長岡京市交通死亡事故】

大型クレーン車の運転者が信号待ちの間にスマホのゲームをし、その後、安全確認を十分行わずに発進し、前方に止まっていた女性のミニバイクに追突して、女性が死亡しました。

→ **過失運転致死罪 禁固1年6か月、執行猶予5年**
(平成29年京都地裁判決)

【相馬市ひき逃げ事件】

運転者がスマホのゲームをしながらライトバンを運転中、路肩に停車中の軽乗用車に追突し、さらに、同車両の脇に立っていた男性をはねて死亡させ、その後運転者は逃走しました。

→ **過失運転致死罪・道交法違反（ひき逃げ） 懲役3年6か月**
(平成29年福島地裁判決)

【一宮市交通死亡事故】

トラック運転者がスマホのゲームに気をとられ、横断歩道を渡っていた小学生の男児をはねて死亡させました。

→ **過失運転致死罪 禁固3年**
(平成29年名古屋地裁判決)

携帯電話の違反をしないために

運転者が注意すること

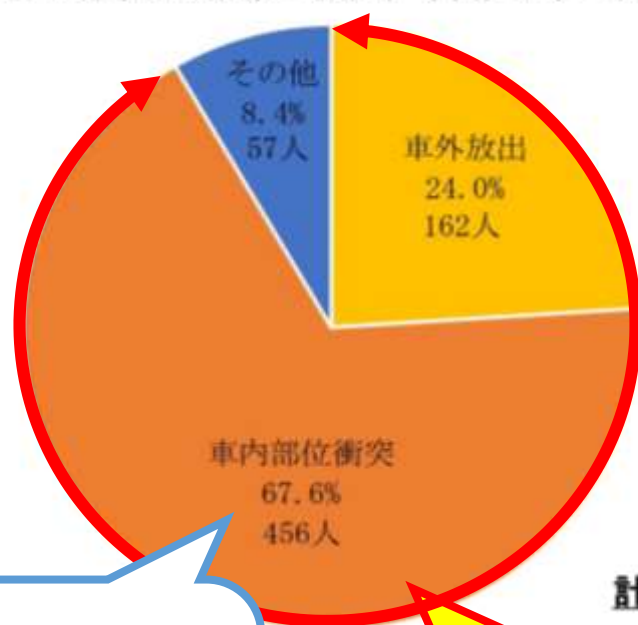
- 運転中は携帯電話の電源を切るか、**ドライブモード**にして走行中に使用しないようにしましょう。
- スマートフォンをカーナビ（地図）として使う場合は、専用の器具によりダッシュボード等に固定するほか、音声案内に切り替えて画面を注視しないように使用しましょう。
- 運転中に電話やメールを受信したときは、**車を安全な場所に駐車した後で使用しましょう。**
- 運転する際は、携帯電話はダッシュボードやカバンに入れて、すぐに取り出せないようにしましょう。



全席シートベルトの着用

全ての座席でシートベルトを着用しなければなりません。

人身加害部位別自動車自動車後部座席同乗中
シートベルト非着用死者数・構成率（平成27年～令和6年）



計 675人

フロントガラス、
計器盤まわり、窓
ガラス、柱、天
井、座席、その他

**9割以上が
車外放出・車内部位衝突！**



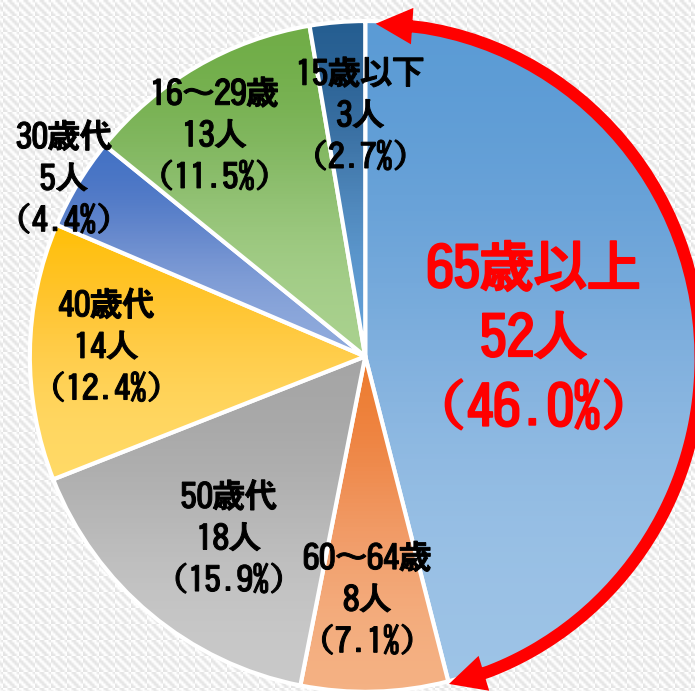
正しい着用法



高齢者の交通事故防止

- 死者の年齢別では、65歳以上の**高齢者**が46%を占めました。

年齢別死者数・構成率（R 6）



例年
高齢者（65歳以上）の
割合が多いです！



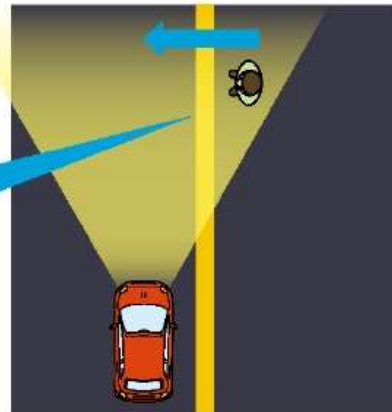
早めのライト点灯

夜間、ハイビーム（走行用前照灯）で走行した場合には、ロービーム（すれ違い用前照灯）の場合より **2倍以上** 遠くから歩行者を早期に発見することが可能となります。



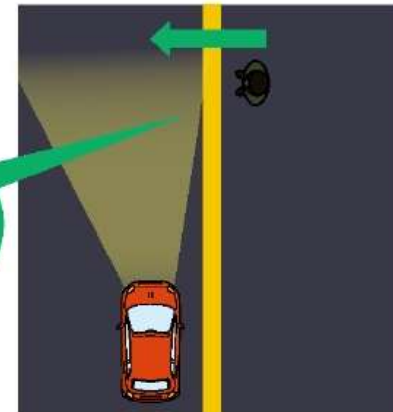
ハイビームだと…
（上向きライト）

右からの
横断者が
見える!



ロービームだと…
（下向きライト）

右からの
横断者が
見えにくい!



悪質・危険な運転による交通の危険を防止するために

自転車運転者講習制度

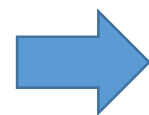
危険行為を繰り返す自転車運転者に講習受講が義務化

信号無視や酒酔い運転、一時不停止等、特定の「16の危険行為」を過去 **3年以内**に **2回以上**繰り返すと、「自転車運転者講習」を受講しなければなりません。

違反者の特性に応じた個別的指導を含む3時間6,150円の講習

14歳以上の自転車運転者が対象
(中学・高校生も講習対象)

命令を受けてから3カ月以内の指定された期間内に受講しない場合



罰則あり (5万円以下の罰金)

「自転車運転者講習」の対象となる16の危険行為

- 1 信号無視
- 2 通行禁止道路（場所）の通行
- 3 歩行者用道路での歩行者妨害
- 4 歩道通行や、車道の右側通行等
- 5 路側帯での歩行者の通行妨害違反
- 6 遮断踏切への立ち入り
- 7 優先車両（左方車・優先道路車）の通行妨害等
- 8 直進車や左折車への通行妨害
- 9 環状交差点での安全進行義務違反等
- 10 一時停止場所での不停止や交差車両等の通行妨害
- 11 歩道での歩行者妨害等
- 12 ブレーキが不備・不良な自転車の運転
- 13 酒気帯び運転等
- 14 安全運転義務違反
- 15 携帯電話使用等
- 16 妨害運転

改正で追加

（改正道路交通法施行令 令和6年11月1日施行）

道路交通法の一部改正

令和6年11月1日施行

「自転車運転中のながらスマホの禁止」

「酒気帯び運転に対する罰則の創設」



道路交通法の一部を改正する法律が公布(令和6年5月24日)され、自転車運転中における携帯電話使用等(いわゆる「ながらスマホ」)や酒気帯び運転の罰則規定が整備されました。

例)携帯電話を手に持ち、通話(画像注視)した。
罰則:5万円以下の罰金(埼玉県公安委員会規則)



罰則:6月以下の拘禁刑
または10万円以下の罰金(道交法新設)

例)酒気を帯びて(呼気0.15mg/ℓ以上)自転車を運転した。
罰則:なし



罰則:3年以下の拘禁刑
または50万円以下の罰金(道交法新設)
※「酒酔い運転」の罰則
5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金(変更なし)

道路交通法の一部改正

令和6年5月24日公布

自転車の違反に、**交通反則通告制度**が適用！ (2年以内に施行)

■対象年齢

16歳以上 運転免許の有無は関係なし

令和8年4月1日施行

■対象違反

一時不停止、信号無視、車道の右側通行、携帯電話使用等（保持）など

■反則金額

3,000円～12,000円

ペダル付き電動バイク

ペダル付き 電動バイク



これは、「自転車」ではありません。

「一般原付や車両」です。

と、道路交通法で明確化されました。

道路交通法の一部を改正する法律（令和6年11月）

- ・一般原動機付自転車等を運転することのできる運転免許が必要！
- ・乗車用ヘルメットの着用は義務！
- ・歩道を通行してはいけません！
- ・ナンバープレートの取付け・表示が必要！
- ・車両用信号を順守しなければならない！
- ・標識も守らなければならない！

ペダルと原動機を備える車両でも、スロットルが付いているものや、電動アシスト自転車の基準に適合しないものは、自転車ではなく、一般原付や自動車です。

ルールの無視は罰則の対象です！



保安基準に適合しなければなりません



自転車の交通ルールが適用されるもの

型式認定を受け、TSマークが付いている駆動補助機付自転車には、自転車の交通ルールが適用されます。いわゆる電動アシスト自転車を使用（購入）する場合には、TSマークが付いているものを選びましょう。



TS マーク



型式認定を受けているものはこちら

交通事故を起こした場合の措置

1 負傷者の救護

ケガ人がいる場合は、119番通報

2 危険防止の措置

車両を安全な場所に移動させて二次被害を防止

3 警察官への報告

交通事故を起こした(遭った)場合は110番通報



交通事故を起こした場合の責任

● 刑事上の責任

(拘禁刑 ・ 罰金 ・ 科料)

● 民事上の責任

(損害賠償という形での金銭上の責任)

● 行政上の責任

(運転免許証の取消し ・ 停止)

○事故により現実に費用がかかった損害、
治療費、通院交通費、葬儀費用

○事故によって本来得られるべきであるにも関わらず得られなかった利益、死亡や後遺障害によって得られなくなった収入 等

